

【騒音】 特定及び指定施設 【※設置工事 30 日前までに市に届出が必要です。】

| | |
|----|---|
| 1 | 金属加工機械 |
| | イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上のものに限る。) |
| | ロ 製管機械 |
| | ハ ベンディングマシン(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) |
| | ニ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) |
| | ホ 機械プレス(呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。) |
| | ヘ せん断機(原動機の定格出力が 3.75kW 以上のものに限る。) |
| | ト 鍛造機 |
| | チ ワイヤフォーミングマシン |
| | リ ブラスト(タンブラスト以外のものであつて、密閉式のを除く。) |
| | ヌ タンブラー |
| | ル 切断機(といしを用いるものに限る。) |
| 2 | 空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) |
| 3 | 土石用又は鉋物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) |
| 県 | 土石用又は鉋物用の破砕機及び摩砕機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) |
| 県 | 土石用、鉋物用、飼料・有機質肥料製造用又は農業製造用のふるい分機及び分級機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) |
| 4 | 織機(原動機を用いるものに限る。) |
| 5 | 建設用資材製造機械 |
| | イ コンクリートプラント(気泡コンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。) |
| | ロ アスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。) |
| 6 | 穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) |
| 7 | 木材加工機械 |
| | イ ドラムバーカー |
| | ロ チッパー(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) |
| | ハ 碎木機 |
| | ニ 帯のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) |
| | ホ 丸のご盤(製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15kW 以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) |
| | ヘ かなな盤(原動機の定格出力が 2.25kW 以上のものに限る。) |
| 8 | 抄紙機 |
| 9 | 印刷機械(原動機を用いるものに限る。) |
| 10 | 合成樹脂用射出成形機 |
| 11 | 鑄型造型機(ジヨルト式のものに限る。) |
| 県 | ガソリンエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) |
| 県 | ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) |
| 県 | 冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。) |

(注 1) 県条例の騒音指定施設は、騒音規制法に規定する指定地域内にある特定工場等に設置する騒音発生施設には適用されません。

(注 2) 特定及び指定施設のうち「県」と明記されている施設は県条例のみの指定施設です。